

北広島町農業委員会第36回総会議事録

事務局 (第36回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告：6月13日議会で次期農業委員の選任同意を得たこと、外)

会長報告 本日欠席12番委員、議事録署名を14番委員及び15番委員にお願いする。

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案審議の前に資料の訂正をおねがいします、議案8頁の地番1083-1が重複表記されています、面積が7㎡の地番を1083-2に訂正ください。

事務局 (番号1番議案を読み上げる。)

14番 (補足説明) 譲渡人は広島市内に在住、昨年、家屋敷を整理され、今回農地を整理されることとなった。まったく営農の意志はなくこれまでも利用権設定でやってこられている、譲受人は会社員ですが農業をやっておられ、今回初めて自分の農地を取得するというものでしっかりやっていきたいということです。機械等も確保済で労働力も奥さんと息子さんがおられ、技術も永年の農業経験もあり問題ないと思われます。農地はすべて耕作可能、従事日数も問題ない、周辺農業への影響についてもこの一帯は面的集積地で利用を分断することはありません、以上農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たしていると思えます。

会長 番号1番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (質疑なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (番号2番議案を読み上げる。)

10番 (補足説明) 6月18日、19番委員と現地調査をしました。譲渡人は配偶者が2年前に亡くなり、畑が放置され荒廃状態になっていましたが、市内に居住しているため農業をする意思もなく、いろいろ相談された中で、このたび林業経営を手広くされている譲受人が補植苗の圃場として利用したいということで今回の譲渡となった。譲受人は機械、技術、労働力などの耕作要件は満たしており周辺農業への影響もありません。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たしていると思います。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

3番 中山間直接支払事業の対象にはなっていないのか。

10番 対象になっていません。

会長 他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 (補足説明) 5月19日に譲受人から相談を受け、5月21日に自宅を訪問しお父さんと話した。元気なうちに息子に譲りたいとの意向を確認した。また、1081-2と1083-2は面積が少ないのに何故分筆されたのか不審に思い尋ねたところ、分筆は昭和62年2月、家を増築されたのが同年8月だそうですが、6月9日に16番委員と現地を確認したところ、分筆したところもそのままの状態になっておることがわかり、これについては問題がないことがわかりました。合意解約については県に確認していただいたところ、同一の法人の中で、譲受人が同法人の役員をしているということで下限面積を満たしているとみなし許可できるということです。以上です。

会長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

6番 同一世帯の場合は合意解約が不要なのか。

- 事務局 今回の県への確認は同一世帯という括りではなくて、例外的扱いとして農地利用適格法人において利用権設定されている農地については、法人の構成員の中での異動であれば、面積カウントができるという確認を得たということで、経営規模に加えさせていただいています。
- 6 番 これまでに私が関わった案件では、同一の法人内での異動だったが、合意解約が必要ということで一年自作してもらって3条申請に及んだ例がある。事案が同じなのに今回は取り扱いが違うのではないか。
- 事務局 事務局として、このような案件を例外的扱いができるということを当時確認していなかったことは申し訳なく思いますが、今回最終的にできるということを確認できたのでこういう扱いをしました。申し訳ございませんでした。
- 会長 これまで県と詰めた話ができなかったことが今回確認できたことで、より農業者の方に寄り添うことの道が開けたということで歓迎すべき内容だと思います。
- 会長 他にありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 8 番 (補足説明) 譲渡人は7・8年前に家や農地を相続されたが、高齢のため農地は大型農家に預け、家や農地を管理するのが困難なのでいずれは全部譲渡したいという思いでおられた。譲受人は、2年前にIターンで家屋敷のみ先に購入されたが、今回残りの農地の譲渡を受けるということです。農作業は草刈機と田植機は保有され、他の機械は地域の協力を得て農業をやってみたいということです。現在は勤めておられ土日の農業ということですが、経験として以前150日ほど農業研修生としてやられた経験があり、自分の土地になればより一層力を発揮すると思われ、われわれも応援していきたいと思っていますので許可相当と思います。
- 会長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （番号5番議案を読み上げる。）

6 番 （補足説明）今回の案件は、譲渡人が病気を機に地元法人に農地を預けるということで、荒廃農地を調査する中で申請の農地が宅地になっていたことがわかり顛末書を添付して申請の運びとなったものです。申請理由は摘要欄のとおりですが、芸北地域は雪が多く家裏を開けてないと雪ずりで家が壊れるということで、掘ってブロックを積んだ状態になっていました。6月18日に会長と現地を調査しました、事後承認という形ですが、やむを得ないと判断しています。

会 長 番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

20番 この家は申請人自らが建てられたのか。

6 番 本人か、先代かはわからない。

20番 先代が建てられたなら顛末書だと思う。本人が建てられたのか。

会 長 この家は昭和55年に建てられたとありますが、当時はお父さんもおられ、どちらが資金を出されたかはわからない。

会 長 始末書、顛末書の取扱いについては、後ほど農政懇談会において確認しておきたいと思います。

会 長 他にご質問はありませんか。

委 員 （質疑なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (番号6番議案を読み上げる。)
- 6 番 (補足説明) 申請理由は提要欄のとおりです。6月18日に会長と現地調査しました。今回、牛が増えたということでの増築であり、2種農地でもあり周辺農地への影響ありませんので許可相当と思います。
- 会 長 番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 2 番 地番79番は公図では畑となっているが、申請人添付の6-3図面では、牛舎、宅地となっている、この辺の経緯はどうか。
- 6 番 この土地は、最初の牛舎で現在も使われていますが、手狭ということで平成27年に当該地に牛舎を新たに建て、今回さらに増築を計画されているものです。
- 会 長 該当の農地は現在放牧地として利用されており、資材はすでに用意されており、許可され次第増築に入るとのことです。周辺の農地もすべて申請者の農地で、この地域唯一の畜産農家です。問題はないと思います。
- 14 番 79番の地目は畑になっているが、地目変更されていないということですか。
- 事 務 局 農地台帳は畑になっています。以前に農業用施設として届があったものと思われます。
- 3 番 ちなみに79番の面積はいくらか。
- 事 務 局 470㎡です。
- 6 番 (農業用施設の届出) 規模を超えているようでしたら、宅地への変更を検討していただかないといけないと思います。
- 会 長 他にご質問はありませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。なお、6番委員には申請人にでするので退出していただきます。
- 事 務 局 (番号7番議案を読み上げる。)

会 長 (補足説明) 6月18日に11番委員と調査しました。現地は一部農業用倉庫が立っていますが、本人は当該土地が農地だとは分からなかったということです。494-3の公衆用道路が申請地で途切れていますが、その経緯もよくわからないとのこと。農地とは思わずに農舎を建ったということで、始末書も出ていますのでやむを得ない案件と思います。

会 長 番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 (補足説明) 20番委員と現地を見ました。当地は摘要欄に記載のとおり、譲渡人は何代前かわからないが、この土地は譲受人にあげた土地であることを言い伝えて聞いてこられた土地だそうです。今回譲受人が移転登記をしようとした際、申請地が農地と判明し申請に至ったものです。周辺農地にも影響はなく面積も小さいので妥当と考えます。

会 長 番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 (補足説明) 20番委員と現地を見ました。譲受人は申請地の隣の家屋を空家バンクで購入する予定で、許可が出れば同時に移転される予定です。地元の区長さん等にも話を聞きましたが、善良な方なので協力したいとのことでした。申請地は、車庫として車一台駐車するような小さい面積であるし、周辺に迷惑をかけることもありませんので許可相当と考えます。

会 長 番号9番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 (補足説明) 15年前に町の消防施設として建設されたものです。農地にもかかわらず手続きをせずに今日まで来たものを今回整理するものです。周辺の状況は前に町道、左や奥は歯科医院等の宅地で、上側は用悪水路で上の農地と分断されている状況で周辺の農地への影響はありません。

会 長 番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 (補足説明) 申請地の左側は建売住宅、東は道路、その先は竹林そして河川となっている。6月16日に21番委員と現地を確認したとき、隣地の1733-2の田の排水が、田越しで申請地に垂れ流しの状態であることが確認され、排水路がない状況だった。譲渡

人に訊ねたが、5年ぐらい前に帰ってきたので良くわからないということ。1733-2の所有者（Oさん）に訊ねたら、譲受人からの協議は何もないということなので、6月19日に関係者に寄っていただき、協議の結果、開渠で30センチの水路を新設することで合意し、再度、変更設計書を提出するという条件付きで総会に提出することを確認した。周辺の農地はOさんの田だけで、この田の排水処理が解決しましたので、許可相当であると判断しました。

会 長 番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （質疑なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農用地証明申請について

会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16番 （補足説明）6月15日に7番委員とともに現地調査をした。申請地は山林の谷間に所在し、昭和44年ごろまでは耕作していたが、湿田、農道が狭い、急斜面等で耕作を放棄、現在は山林化している。農地としては利用できない状況ですので非農用地証明は妥当と判断します。1835-1も雑木が茂っており利用できる状況ではありませんでした。

会 長 番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 それでは採決に入ります。番号12番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

7 番 (補足説明) 6月18日に会長と現地を確認しました。申請地は竹が茂っており農地として利用することは見込めません。非農地になっても周辺には何ら影響はないと思います。したがって非農地申請は妥当と判断します。

会 長 番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 (補足説明) 去る6月9日に16番委員と現地調査を行いました。2筆とも山林に面した土地です。昭和45年後からかい廃が進んだとのこと。復元可能なような状態ではありませんので非農地が相当と判断します。

会 長 番号14番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 5号議案について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。5号議案、農用地利用集積計画について可として意見を述べてよいと思われる方は挙手をしてください。

委員 異議なし(全員挙手)

会長 挙手全員です。よって可として意見を述べることに決定しました。

議案第6号 農用地利用配分計画について

会長 事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 6号議案について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。6号議案、農用地利用配分計画について可として意見を述べてよいと思われる方は挙手をしてください。

委員 異議なし(全員挙手)

会長 挙手全員です。よって可として意見を述べることに決定しました。

議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会長 事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 7号議案について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (質疑なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。7号議案、農業振興地域整備計画の一部変更について可として意見を述べてよいと思われる方は挙手をしてください。

委員 異議なし(全員挙手)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を述べることとなりました。

議案第 8 号 北広島町農業委員会総会会議規則の一部改正について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 8号議案について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

1 4 番 傍聴人の守秘義務についてはどのようにお考えか。

事 務 局 この件について 県に照会しましたところ、ひとつは総会における説明の際に個人名等の言及を避ける、もうひとつは、町の個人情報保護条例の規定に沿って傍聴人の守秘義務の励行を促す、それ以外の所では特段に縛りを設けることはできないという見解を事務局は持っています。

会 長 質疑が議案9号の内容になってきつつありますが、まず規則の改正についての承認をいただきたいと思いますがこれには異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは8号議案、北広島町農業委員会総会会議規則の一部改正について承認される方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(全員挙手)

会 長 挙手全員です。よって8号議案は承認されました。

議案第 9 号 北広島町農業委員会総会等傍聴規則の制定について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 9号議案について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

2 番 これまでに傍聴に来られた方には資料はどのようなものを見てもらっているのか。

事 務 局 傍聴人の方には、総会資料をその場限りで見いただき終了後返却していただいています。

- 6 番 メモされたら情報の流出になるのではないかと。
- 事務局 町の個人情報保護条例を定めていますので、町民の方も守っていただかないといけないことになっています。
- 会長 県の回答では規則に載せることはしない他のもので対応するようにと、他の市町の例もそういう風になっているのですね。
- 事務局 そうです。
- 3 番 土地台帳の内容もすべて閲覧できるようになっているように総会資料はすべて公開されている、ただし申請書については金額、家族構成等の個人情報が入っているので扱いに気をつけなさいといけません。
- 会長 総会は原則公開となっている、そこを恣意的に隠すというような条文を入れることはあってはならないと思う。
- 5 番 町の他の会議のとおり公開でいいのではないかと。
- 会長 いつから施行するのか。
- 事務局 本日承認していただければ、本日から施行したいと思っています。
- 2 番 利害関係人の傍聴も予想されるので、個人名を出さざるを得ない場合もあろうと思うが、個人情報保護の視点に立って、説明する我々も適切な説明ができるよう工夫すべきと思う。
- 14 番 かつて、業者に漏れたら良くないということで資料を引き上げたことがある。個人情報の取扱いの面で資料の扱いには細心の注意が必要だと思う。
- 会長 ただ今、傍聴の運用の仕方、案件を説明する私たち委員も傍聴人に不審に思われないような説明の仕方、真に必要な最小限の大事なことのみを説明する姿勢が大切だと思います。
- 7 番 案件を現地調査する際、できるだけ詳しい情報を得ようと当事者以外から聞き取りをすることがありますが、これも個人情報保護の面では慎重に対応しないといけませんと思う。
- 19 番 個人情報という面からいうと私たちが保管している資料の処分について、ある程度期間が経っているものについて役場で回収してもらえないかと。
- 会長 事務局の方では不要になった書類は引き受けますのでいつでも持ってきてください。

- 19 番 もって行く資料は、期間は一年ぐらいのものか。
- 事務局 期間については委員さんにお任せします。ただ所有者の入った地図等個人名や住所の入った書類の取り扱いには細心の注意を払っていただきたいと思います。
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。9号議案、北広島町農業委員会総会等傍聴規則の制定についてご承認していただける委員さんは挙手願います。
- 委員 異議なし（全員挙手）
- 会長 挙手全員です。よって原案どおり承認されました。
- 会長 以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩